

地域防災計画（原子力災害対策編）修正要旨

第 1 章 総則

項目	頁	修正要旨
第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	8	別表 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 ・原子力災害対策指針の改正による原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の UPZ 変更に伴い、「ふげん」の UPZ に係る記載を削除

第 2 章 災害事前対策

項目	頁	修正要旨
第 11 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	37	第 4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 4 副作用への備え ・平時における安定ヨウ素剤服用に関する相談対応についての記載を追記

第 3 章 緊急事態応急対策

項目	頁	修正要旨
第 3 節 活動体制の確立	50 51	第 1 動員体制 職員の動員配備の基準（表） 第 2 情報収集事態【フェーズ 1】における活動体制 第 3 警戒事態【フェーズ 2】における活動体制 ・原子力災害対策指針の改正により、警戒事態を判断する際の地震に係る基準（震度 6 弱以上）に関し、発生場所の区分が変更されたことに伴う記載の修正
	52	第 4 施設敷地緊急事態【フェーズ 3】における活動体制 3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 ・記載の適正化
第 9 節 緊急時被ばく医療計画	70 ～ 75	・原子力災害時の医療体制の見直し等に伴う記載の修正

(別添1) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について

項目	頁	修正要旨
表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について	82	・原子力災害対策指針の改正による原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)のUPZ変更に伴い、「ふげん」のUPZに係る記載を削除

(別添2) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

項目	頁	修正要旨
表 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	94 ～ 114	・原子力災害対策指針の改正による各緊急事態区分を判断するEALの枠組みの見直しに伴う修正

全 編

項目	頁	修正要旨
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・表記の統一 例) 「対策拠点施設」を「オフサイトセンター」に修正 ・国の職名変更を反映 例) 「地方放射線モニタリング対策官」を「上席放射線防災専門官」に修正 ・原子力災害対策指針の改正に伴う用語の整理 例) 「緊急被ばく医療」を「原子力災害医療」に修正 「緊急被ばく医療訓練」を「原子力災害医療訓練」に修正 ・原子力災害時の医療体制の見直しに伴う用語の整理 例) 「初期被ばく医療機関」を「原子力災害医療協力機関」に修正 「二次被ばく医療機関」を「原子力災害拠点病院」に修正